

24 日機輸貿保第 258 号  
平成 24 年 12 月 26 日

経済産業省貿易経済協力局  
貿易保険課課長 小野 洋太 殿

日本機械輸出組合  
貿易保険委員会  
委員長 菊川 哲哉

## 貿易保険制度に関する要望について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月に貿易再保険特別会計の廃止及び日本貿易保険(NEXI)への移管、また、日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社化が閣議決定されたため、貿易保険制度に関する仕組みについて、貿易保険法の改正を伴う大幅な見直しが行われることとなりました。

そもそも、貿易保険制度は、戦争、為替取引の制限など、通常の保険では負担できない貿易、投資のリスクをカバーする重要な手段であり、また、貿易保険事業を運営する日本貿易保険は、高い公共性を有する重要な機関であるため、貿易保険制度の見直しにおいては、貿易保険利用者の利便性に支障が生じることがない様行うことが何よりも肝要と考えます。

また、これまで官民一体となってインフラ輸出を推進し、貿易保険はその重要なツールとして機能してきたところであり、貿易保険への期待はますます強まっております。

さらに、インフラプロジェクトの大型化・長期化リスク対策や、わが国企業の国際展開の拡大等に伴うビジネス取引形態の多様化、または、不透明さを増す国際金融制度、インフラプロジェクト資金の調達方法等の多様化への対応のため、引き続き貿易保険機能の強化、充実が重要となっております。

つきましては、貿易保険制度の仕組みや機能の見直しに関し、下記のとおり要望を取り纏めましたので、上記背景等をご勘案頂き、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 新日本貿易保険発足への対応について

#### (1) 日本貿易保険の安定的な非課税措置について

日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社化により、日本貿易保険が法人税や事業税等の課税対象となり、支出が増えることにより保険料が引上げられ、我が国企業の国際競争力を損なうことのないよう、日本貿易保険を恒久的、かつ、安定的に非課税とする所要の措置を講じて頂きたい。また、国際租税や金融機関の BIS 規制などにおいても我が国だけが不利な扱いを受けることがないようご検討頂きたい。

主要国の殆どの貿易保険機関は、国が運営を行っていることから非課税であったり、また、政府全額出資の株式会社であっても非課税措置が講じられているか、或いは、特別の措置が取られている。

#### (2) 貿易再保険特別会計の日本貿易保険への移管について

貿易再保険特別会計の積立金は、その殆どが貿易保険利用者の保険料を原資とし、将来の非常な保険事故に備えて積み立てられた準備金である。このため、貿易再保険特別会計の廃止により、日本貿易保険に貿易保険勘定を一元化する際は、現在の当該積立金全額を移管し、保険金の支払いに備えて頂きたい。

#### (3) 日本貿易保険の審査能力等の強化について

我が国企業等の対外取引を巡る環境は、より複雑に変化しつつあるため、日本貿易保険について、審査能力、調査能力等を強化し、リスク等のより精緻な分析を可能にするため、人員の増員をお願いしたい。

### 2. 貿易保険法改正に伴う国の役割について

#### (1) 国による保証について

貿易再保険制度の廃止に伴い、日本貿易保険における保険金支払いを確実に確保するため、日本貿易保険の銀行借入など資金調達、並びに非常時の保険金支払については、国による無制限の保証をお願いしたい。

#### (2) 国の関与について

相手国との折衝や我が国にとって重要なプロジェクトの積極的、かつ、安定的な引受け等においては、国の意図が反映されることが重要である。日本貿易保険の運営については、その機動性を高めると同時に、他国との競争力が低下しないよう、引受方針、事故抑止、債権回収を含め引き続き一定の国の関与をお願いしたい。

### 3. 貿易保険の機能強化のための改善について

貿易保険の機能を強化するため、貿易保険制度について、別紙の事項に係る改善を取り纏めたのでご検討頂きたい。

以上

貿易保険制度(貿易保険法第三章)に関する主な要望事項

1. 被保険者適格の海外子会社への拡大【普通輸出保険、輸出代金保険、仲介貿易保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険】

近年、新興国におけるインフラ開発などにおいて、案件の巨額化、海外子会社を交えた契約形態の多様化が見られるなか、被保険者の範囲に海外子会社を加えるニーズが高まっているため、ビジネスに合った要望として、ご検討願いたい。
2. 貿易一般保険におけるてん補対象の拡大【普通輸出保険、輸出代金保険、仲介貿易保険】
  - ①フルターンキー契約等の請負型の輸出契約等において、貨物代金の一部が当該貨物の船積前にマイルストーンペイメント、出来高払いにて決済される場合、契約当事者間で決済代金の対価を確認した日から決済予定日までの代金回収リスクについて、船積前の部分もてん補対象にして頂きたい。
  - ②船積前の信用危険のてん補事由に「輸出契約の相手方(仲介貿易契約の相手方)の三月以上の債務の履行遅滞(輸出者(仲介貿易者)の責めに帰することができないものに限る。)」を加えて頂きたい。
  - ③船積後の非常危険のてん補事由に「外国為替及び外国貿易法による輸出の制限又は禁止」及び「外国為替及び外国貿易法による仲介貿易貨物の販売又は賃貸の制限又は禁止」を加えて頂きたい。
3. バイヤーズ・クレジットの対象の社債、保証等への拡大【輸出代金保険】

輸出代金の支払いに関して、プロジェクト実施者がボンドを発行し資金調達を行うケース、プロジェクト実施者が為替リスク等を勘案して現地銀行等から借入を行い本邦企業・銀行が保証を行うケースなど、資金調達手段の多様化に鑑み、バイクレの対象を融資以外にも拡大して頂きたい。
4. 前払輸入保険の対象の仲介取引への拡大【前払輸入保険】
5. 海外投資保険におけるてん補対象の拡大【海外投資保険】

「不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受ける」場合のてん補事由の要件から、「当該海外投資の相手方の事業の継続の不能その他政令で定める事由が生じたこと」を削除して頂きたい。
6. 海外事業資金貸付保険の短期融資等(1年未満)への拡大【海外事業資金貸付保険】
7. コンソーシアムのパートナーリスクをてん補する保険商品の創設【新たな保険制度】

フルターンキー契約等の請負型の輸出契約等において、海外パートナーとのコンソーシアムでの取組案件が増えるなか、海外パートナーの倒産等により発生する追加コストや契約履行遅延の損害賠償金などをてん補する保険商品の創設について、貿易保険法第一条(目的)に沿った要望として、ご検討願いたい。